

「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」、
「限定提供データに関する指針（改訂案）」及び「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」
に対する主な御意見及びそれに対する考え方

令和4年5月17日

I. 「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」について

項目	御意見	御意見に対する考え方
1. 総論	● データ利活用促進に向けたルールの見直しを検討しようとするものであり、その基本的方向に賛成する。 ● 様々な事業環境の変化の中、データ・情報等を含む知財・無形財産の重要性が益々大きくなっている現況を踏まえ、不正競争防止法による適切な保護の拡大に向け検討を進めていくという方針に賛同する。 ● 不正競争防止法は、技術・ブランドのみならずデータを含む「情報財」を守備範囲としており、新たな社会情勢やビジネスに適合した知的財産を適切に保護するとの要請の中で、その担う役割は益々大きくなっている。これらの点を鑑み、今般、「秘密情報の保護ハンドブック」及び「限定提供データに関する指針」の改訂、そして「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」の検討が	● 中間整理報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、具体的な制度設計について、検討を継続してまいります。

	なされたことを歓迎する。 ● データ・情報流出時の対応に加え、DX 時代に対応したデータ・情報流入時に関する制度設計を希望する。 「転職者受入企業への委縮効果」等が生じないよう何等かの救済措置が取られるなど、データの保護と活用双方のバランスの取れた課題解決に向けた検討が必要と考える。 ● データ・ノウハウを含む多様化する「情報財」に関し、新たなビジネスの形態を踏まえて不正競争防止法の課題を「データ利活用の更なる促進」、「技術・重要データの保全（海外流出の防止）」及び「オープンイノベーションの推進」の3つの視点に分類して多様な課題が抽出されており、異論はない。	
2. 限定提供データ	● 限定提供データに関する指針を6～7頁の内容について見直し、同指針の改訂案のとおり改訂することに賛成する（本報告書10頁10～11行）。なお、今後、広く周知を行なっていただくことを希望する。 ● 「(ア) 制度創設時に措置を見送った事項」（8頁）について、「現時点では追加の手当は不要ではないかとの意見」及び「引き続き、実務の動向を注視しつつ継続的に検討を行う（こと）」（本報告書10頁13～14行）に賛成する。 ● 「(ii) 善意取得者保護に係る適用除外規定（不競法第19条第1項第8号イ）の善意の判断基準時」（9～	● 中間整理報告（案）の方向性に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、限定提供データに関する指針の周知に務め、具体的な制度的手当について、検討を継続してまいります。

	10頁)について、「転得者の善意・悪意の判断基準時を契約締結時と整理すべきではないかとの意見」及び「営業秘密…についても同様の整理が必要ではないかとの意見」並びに「適切な制度の在り方について検討を進める(こと)」に賛成する。	
	● 不正競争防止法第2条第7項の「限定提供データ」に「秘密として管理されているものを除く」という要件が設けられていることの当否については、両方の制度で情報の保護が図られるような管理が認められて然るべきであり、立法的解決を図るか、少なくとも「限定提供データに関する指針」や「秘密情報の保護ハンドブック」における説明を工夫することが望ましい。 ● 「(i)『秘密として管理されているものを除く』要件(不競法第2条第7項)の妥当性」(8～9頁)について、「本要件について、将来の見直しが期待されとの意見」及び「直近の手当として『限定提供データに関する指針』の改訂を検討しつつ、本小委員会での意見も踏まえ制度的手当の検討を進める(こと)」(本報告書10頁14～16行)に賛成する。	● 中間整理報告(案)の方向性に賛同する御意見として理解させていただきます。直近の手当として、「限定提供データに関する指針」の「秘密として管理されているものを除く」要件に係る記載について、改訂を行いました。制度的手当については、御意見を踏まえ、検討を継続してまいります。
3. 立証負担の軽減	● 不正競争防止法第5条の2の使用等の推定規定の適用範囲を実態に即して見直しを検討することに基本的に賛成する。 ● 証拠資料の偏在による弊害を解消するための実効性のある制度設計を希望する。	● 中間整理報告(案)の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、具体的な制度設計・啓発のあり方について、検討を継続してまいります。

	● 現在の社会環境において同等の商業的価値を有する「技術上の秘密」と「それ以外の秘密」を区別し、また限定する必要性は乏しくなっていると言えるため、立証負担軽減（5条の2）の対象範囲について、「技術上の秘密」以外にも対象範囲を拡大頂くことを希望する。 ● 立証の困難性については、現在もその解決には至っていないとの現状認識を有しており、「引き続き、営業秘密侵害訴訟における立証（証拠収集）の困難性を解決するための制度的手当について検討を行う（こと）」及び「まずは、使用等の推定規定の拡充を図り、被害回復の手立ての実効性を確保していくアプローチを検討すべきとの意見」に賛成する。 ● 「(ウ) 対象情報の拡充に係る議論」（13～17頁）について、「対象情報を『営業秘密』全般に拡充」する方向で、全体の制度バランスの検証をも含めて更に詳細に検討を進めるべきであり、「今後、より詳細な制度設計の検討を進めた上で、議論を継続する（こと）」に賛成する。 ● 「(エ) 対象類型の拡充に係る議論」（17～18頁）について、「正当取得類型（不競法第2条第1項第7号）への拡充については、領得行為が介在している場合に限り適用の対象とする前提で賛成」であり、その「制度整備について検討を進める（こと）」に賛成す	
--	--	--

	る。他方、取得時善意無重過失の転得類型への拡充についても、基本的に賛成であるところ、「あわせて、例えば、転職者受入企業として取り得る防止策等について、改めて、ガイドライン化し啓発を行っていくこと」等、「今後、転職者受入企業への委縮効果を軽減する方策も含め検討を行う（こと）」に賛成する。 ● 「（使用等の推定規定の構造上の課題）」（１８～１９頁）について、所定の事案において、「使用等の推定規定は、被侵害者の立証の困難性解消に資する」又は「被侵害者の立証の困難性を解決し得る」との整理に賛成する。 ● 「（普及啓発の必要性）」（２０頁）について、「使用等の推定規定の拡充にあたっては、従業員目線での啓発を先行実施することが必要である、との意見」に賛成する。 ● 「③査証制度」（２０～２１頁）について、営業秘密侵害訴訟への査証制度の導入については、先行する特許法の査証制度の運用が明確にはなっておらず、また特許法と比較して一層の手續上の秘密保持が求められることから、「慎重な検討が必要」であると考えている。また、「海外での実施が困難である前提で、制度導入のニーズがあるかを検討すべき」であり、「引き続き中長期的な視点で検討を継続すること」に賛成する。 ● 「④限定提供データ」（２１頁）について、「現在は制	
--	---	--

	度実装が進みつつある段階であり、将来、実態を見てから検討を行うことが望ましい、との意見」及び「引き続き実務の動向を注視しつつ、将来、適切なタイミングで検討を行う（こと）」に賛成する。	
4. 損害賠償算定規定の見直し	● 不競法の損害賠償算定規定の在り方を「不競法独自の観点から」、「見直しを検討していく」ことに賛成する。 ● 現在の社会環境において同等の商業的価値を有する「技術上の秘密」と「それ以外の秘密」を区別し、また限定する必要性は乏しくなっていると言えるため、損害賠償額算定（5条1項）の対象範囲について、「技術上の秘密」以外にも対象範囲を拡大頂くことを希望する。 ● 不競法にも、令和元年の特許法等改正によって追加されたような損害賠償額の推定規定を設けることは検討に値し、損害賠償額の推定規定の要件を緩和し、データの保有者の適切な救済が図られるようにすることは妥当であると考える。 ● 損害賠償算定（5条1項）の対象行為について、物の譲渡行為だけでなく、役務の提供等にも対象行為を拡大する必要性が高まっていると言える。加えて、「侵害の行為を組成した物」の対象範囲の解釈に関しても「侵害の行為を組成した物を用いて役務を提供した場合」を含むような柔軟性を持たせた運用が望ましいと考える。さらに、損賠賠償算定（5条3項）に関し	● 中間整理報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、具体的な制度設計について、検討を継続してまいります。

	ては、営業秘密等の「使用」以外の行為の場合にも適用可能であることが明確化されることを期待する。 ● 「(i)『営業秘密』全般への拡充」(23～24頁)について、「本項の適用対象を、『営業秘密』全般に拡充する方向について」賛成し、その「方向で検討を進める(こと)」に賛成する。 ● 「(ii)『物を譲渡』要件の拡充」(24頁)について、「『データを提供』している場合や、『サービス(役務)を提供』している場合等にも本項を柔軟に活用できるような方向で拡充を検討すべきではないかとの意見」に賛成し、その「方向で検討を進める(こと)」に賛成する。 ● 「(iii)権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定の創設」(24頁)について、「特許法等令和元年改正と同様の制度的手当を行うことが適切であるとの意見」に賛成する。 ● 「(i)「使用」要件の拡充」(25頁)について、「『使用』に限らず営業秘密等が利用されている場合も適用対象に含むことができるよう制度的手当を実施する方向で検討を進める」ことに賛成する。但し、営業秘密等の「使用」概念は、不競法上、具体的に定義されておらず、定型性も弱いため、営業秘密等の内容・性質に応じて、様々な具体的な行為を内包し得、外延も一義的に明確ではないことから、「営業秘密等	
--	--	--

	に対する『使用』以外の利用行為」が如何なる具体的な行為を想定したものか、一般的には分かり難い点にも留意する必要がある。他方、「ネガティブインフォメーション」を「参考にする」行為であれば、合理的に、「営業秘密」の「使用」に含まれ得るものと解されるのではないか。 ● 「(ii) 相当使用料額の増額規定の創設」(25頁)について、「不競法の特質を考慮しつつ、特許法等令和元年改正と同様の制度的手当を行うことが適切であるとの意見」に賛成し、その「方向で検討を進める(こと)」に賛成する。 ● 「(ア) 化体に関する議論」(25～26頁)について、各「整理」に賛成する。この点、データが商品に化体していなくても、少なくとも、例えばデータ冒用による経済的価値が同データ冒用を経て製造(提供)される被告商品(役務)の販売利益として現れる場合には2項の適用対象になり得るものと解される(大阪地判平成25年8月27日(平23(ワ)6878号)参照)。また、同様に、少なくとも、例えば、データ使用による経済的価値が同データ使用を経て製造される原告商品の販売利益として現れる場合には1項の適用対象にもなり得るものと解される。 ● 「(イ) ネガティブインフォメーション」(26頁)について、「整理」に賛成する。この点、営業秘密等の	
--	--	--

	「使用」概念は、不競法上、具体的に定義されておらず、定型性も弱いため、営業秘密等の内容・性質に応じて、様々な具体的な行為を内包し得、「ネガティブインフォメーション」を「『参考にする』といった態様での利用行為が『使用』に含まれ得る」とともに、「不競法第5条第3項の相当使用料額の請求が可能であると考えられる」。 ● 「④不競法の損害賠償額算定規定の『あるべき姿』の検討」（26～27頁）について、「不競法の損害賠償額算定規定の『あるべき姿』については、加味すべき視点や留意すべき点も踏まえ、知的財産法全体における不競法の果たすべき役割や、諸外国の動向等も念頭に入れながら、不競法独自の観点から、中長期的な視点で継続検討していくこと」に賛成する。	
5. ライセンシーの保護制度	● 営業秘密や限定提供データを対象とするライセンス契約のライセンシーの保護制度について具体的な検討を進める方向を打ち出していることに賛成する。 ● 「営業秘密や限定提供データを対象とするライセンス契約のライセンシーの保護制度については、その制度整備に肯定的な意見」に賛成し、「今後具体的な検討を進める（こと）」に賛成する。特に、「ライセンシー保護のための制度的アプローチとして、（i）営業秘密等を利用する利用権を設定し当該権利の対抗力を規定するアプローチ、（ii）不競法上の差止請求権	● 中間整理報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、具体的な制度設計について、検討を継続してまいります。

	等及び破産法第 53 条第 1 項等の適用除外規定を整備するアプローチについて」、「制度の実現可能性、ライセンシー保護の安定性、実務への影響等の観点を踏まえつつ、今後具体的な検討を進める（こと）」に賛成する。	
6. 国際裁判管轄・準拠法	● 報告書案が、民事事件における国際裁判管轄・準拠法に関する制度整備の是非について継続検討していくとする方向に賛成する。 ● 「今後、企業の訴訟戦略を妨げないとの視点、制度整備による他国法令への影響、他国の法制化動向等を加味しながら、制度整備の是非について継続検討していく（こと）」並びに「その際、海外流出に関する具体的事例の調査及び制度整備による効果の検証を、あわせて実施することを検討する（こと）」に賛成する。	● 中間整理報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度整備の是非について、検討を継続してまいります。
7. ブランド・デザイン保護規律に関する課題の検討	● 著名表示冒用行為の規律対象については、「将来、検討を深めていくべき」である。 ● 「(ii) 保護対象（『商品』）に無体物が含まれることの明確化（第 2 条第 1 項第 3 号）」（38～39 頁）について、「デジタル時代における不競法第 2 条第 1 項第 3 号の規律のあり方についても、将来課題の 1 つとして、今後継続議論を行っていく（こと）」に賛成する。特に、同号所定の「商品」の「形態」の「模倣」の規定文言及び同条 5 項所定の「模倣」の定義の規定文言それ自体は無体物のデザイン等の模倣をも含む	● 中間整理報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、具体的な制度のあり方について、検討を継続してまいります。

	と解し得る（東京地判平成 30 年 8 月 17 日（平 29（ワ）21145 号）参照）ものの、同「形態」を定義する同条 4 項所定の必須要件である「形状」の規定文言が有体物を前提とするものと解され易い（知財高判平成 17 年 10 月 6 日（平 17（ネ）10049 号）参照）ので、同項の規定文言の改正を検討すべきである。 ● 「(iii) 保護対象物の 3D データ頒布行為等の規律の検討（第 2 条第 1 項第 3 号）」（38 頁）について、「将来、検討を深めていくべき」である。 ● 「(iv) フィジカル（現実世界）／デジタル（仮想世界）を交錯する「模倣」行為の規律の検討（第 2 条第 1 項第 3 号）」（38～39 頁）について、「デジタル時代における不競法第 2 条第 1 項第 3 号の規律のあり方についても、将来課題の 1 つとして、今後継続議論を行っていく（こと）」に賛成する。特に、同号所定の「商品」の「形態」の「模倣」の規定文言及び同条 5 項所定の「模倣」の定義の規定文言それ自体は無体物のデザイン等の模倣をも含むと解し得（東京地判平成 30 年 8 月 17 日（平 29（ワ）21145 号）参照）、それ故、フィジカル（現実世界）／デジタル（仮想世界）を交錯する「模倣」行為も規律され得ると解されるものの、同「形態」を定義する同条 4 項所定の必須要件である「形状」の規定文言が有体物を前	
--	---	--

	提とするものと解され易い(知財高判平成 17 年 10 月 6 日(平 1 7 (ネ) 1 0 0 4 9 号) 参照) ので、同項の規定文言の改正を検討すべきであるとともに、同条 1 項 3 号所定の不正競争行為、特に「譲渡」が無体物の電気通信回線を通じた提供(特許法 2 条 3 項 1 号・意匠法 2 条 2 項 3 号イ等参照)を含むか否かが明らかではなく、その改正を検討すべきである。 ● 「(v) 形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間の伸長(第 1 9 条第 1 項第 5 号イ)」(3 8 ~ 3 9 頁) について、「将来、検討を深めていくべき」であるものの、保護の始期が商品化完了時である(知財高判平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日(平 2 8 (ネ) 1 0 0 1 8 号) 参照) 一方、保護期間の終期の起算点すなわち同号イ所定の「日本国内において最初に販売された日」は、「商品の販売が可能となった状態が外見的に明らかとなった時」、特に「見本市に出す等の宣伝広告活動を開始した時」(知財高判平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日(平 2 8 (ネ) 1 0 0 1 8 号) 参照) ではなく、実際の販売開始時であることが明確化されれば十分であるとも考えられ、意匠登録制度との役割分担の観点をも踏まえていただき、同号イ所定の「3 年」の保護期間それ自体の伸長については、各関連団体等の意見を更に詳細にヒアリングした上で、検討していく必要がある。	
--	--	--

8. 外国公務員贈賄罪	● 「将来の制度的手当に向けて、本小委員会において継続的に議論を進めること」に賛成する。	● 中間整理報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、具体的な制度設計について、検討を継続してまいります。
9. 普及啓発・今後の検討の視点	● 各論の検討にあたっては、産業界及び関連団体の意見も収集していただき、「今後、関連施策の実施に際し、可能な範囲で取り込んでいくことを検討すること」に賛成する。	● 中間整理報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、検討を継続してまいります。

Ⅱ. 「限定提供データに関する指針（改訂案）」について

項目	御意見	御意見に対する考え方
1. 総論	● 従前からの指摘を踏まえた改訂を行っている点において、評価できる。	● 限定提供データに関する指針（改訂案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。
2. 限定提供データに関する指針（改訂案）の記載について	● 45頁について、「限定提供データに係る不正競争によって『営業上の利益』を侵害される者は、原則として、『限定提供データ保有者』（法第2条第1項第14号、法第15条2項参照）になると考えられる。」という記載は、「『限定提供データ保有者』（法第2条第1項第14号、法第15条第2項参照）は、原則として、限定提供データに係る不正競争によって『営業上の利益』を侵害される者になると考えられる。」と修正するのが適切だと思われる。	● 御指摘を踏まえ、趣旨の明確化の観点から、限定提供データに関する指針（改訂案）の記述を、「限定提供データに係る不正競争によって「営業上の利益」を侵害される者に当たるのは、原則として、「限定提供データ保有者」（法第2条第1項第14号、法第15条2項参照）であると考えられる。」に、修正いたします。

Ⅲ.「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」について

項目	御意見	御意見に対する考え方
1. 総論	● ハンドブック（改訂案）は、企業におけるテレワークの取組が急速に進む状況を踏まえた様々な秘密情報の漏えい対策例を追加しており、時宜にかなったアップデートがなされたものとして評価できる。 ● 秘密情報の保護ハンドブックについて見直し、同ハンドブック改訂案の内容に賛成する。なお、今後、広く周知を行なっていただくことを希望する。	● 御意見ありがとうございます。関係者の皆様のご協力を仰ぎながら、周知・啓発に務めてまいりたいと考えております。
2. 秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）の記載について	● 48頁「e. 社外へのメール送信・Webアクセスの制限」及び57頁「h. 外部へ送信するメールのチェック」について、自社がメールについて暗号化（SMTPoverTLS、STARTTLS による）を用いて相手方サーバに送信するようになっているかどうかの確認を全事業者等が行うべきと考える。当然に電子メールについても重要情報・個人情報を含む Web ページ閲覧と同様に暗号化されるべきはずであるが、そのためのサーバ等の設定や確認がなされるべきであると考え。重要情報・個人情報を含む Web ページと比べて、電子メールサーバについての電子メールの送信・受信の際の暗号化については疎かにされがちであるようで、経済産業省はその注意を行っていただきたい。	● 御意見の点も踏まえ、周知・啓発に務めてまいりたいと考えております。

	● 182頁 第3条の「当社は、秘密情報を必要最小限の範囲において当社の従業員に開示します。」は、「工場見学で得た情報を当社内で開示する場合には、必要最小限の範囲に留めます。」の方がよいのではないか。	● 利用者・読者による誤解を減らす観点から、御指摘を踏まえて、記載を修正いたします。
	● 183頁について、「書面」が多用されているが、電子メールやPDFでのやり取りが多くなっている昨今においては、実情に合わないのではないか。 ● 183頁 第1条第1項について、「本契約の存在及び内容」は入れるべきではない。 ● 183頁 第1条第1項について、「その他一切の情報」の位置づけ、意味が不明確。 ● 183頁 第1条第2項について、「別紙」を利用することは考えられないのではないか。 ● 183頁 第1条第3項及び第4項について、口頭の開示情報を両項に記載する必要はあるのか。 ● 183頁 第2条各項に規定する義務は、甲と乙の双方の義務であるので、「甲又は乙は」は「甲及び乙は」にすべきではないか。 ● 183頁 第2条第1項の「相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件」の「若しくは」は「又は」ではないか。	● 今次改訂において、参考資料2（各種契約書等の参考例）については、従来の内容を前提に、これを踏襲しつつ、これまで補注（＊印）でオプション扱いとされていた条項・内容について、規定の一覧化を図る観点から取り込む技術的改訂を施すこととしたものであり、ご指摘の点については、従来の記載の移し替えに相当するものであり、原案のままとさせていただくことといたしました。ただし、秘密情報の保護ハンドブックについては、本編、参考資料ともに今後も継続的に見直しを図ることが必要と考えており、頂いた御意見については、その検討に際して参考とさせていただきたいと考えております。